

岐阜聖徳学園大学オープンアクセス方針

(趣旨)

- 1 岐阜聖徳学園大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内の部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、岐阜聖徳学園大学リポジトリに登録することができる。研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「岐阜聖徳学園大学リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則 本方針は令和8年4月1日から適用する。